

令和5年8月3日

流山市教育委員会 様

流山市生涯学習審議会
会長 土屋 薫



流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ
室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について（答申）

令和5年5月8日付け流教ス第7号で諮問のあった流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、流山市生涯学習審議会条例第2条の規定により、下記のとおり答申します。

記

流山市総合運動公園庭球場の増設及び流山市コミュニティプラザ庭球場の人工芝張替えに伴い、受益者負担の観点から利用料金改定を行うこととなった背景を確認しました。

市民全体（利用しない市民）への配慮や利用料金が据え置かれてきた経緯を考慮すると、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」及び本審議会で示された資料に従い、利用料金改定は必要であると判断します。

ただし、利用者に対する配慮が必要であることから、以下の点について留意されるよう申し添えます。

- ・ 今回の利用料金改定は「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の基準内ですが、今後の見直しにおいても市民の急激な負担増とならないよう配慮願います。
- ・ 利用者の料金負担が適正となるよう、利用料金改定後も利用区分や減免対象などの見直しを検討願います。
- ・ 施設の利用が、適正かつ公平に保たれるよう、努めてください。
- ・ スポーツ振興と健康づくりを視野に入れ、利用者の目線に立った学習情報の提供に努めてください。

令和5年度生涯学習審議会委員

会長	土屋 薫
副会長	若松 文
委員	角 龍幸
委員	前川 秀幸
委員	滑川 敬章
委員	谷田 かおる
委員	山田 純子
委員	西岡 裕雄
委員	天農 容子
委員	秋山 ちなみ
委員	熊谷 嘉子
委員	野上 勇雄